

奈良市子どもセンター 一時保護所第三者評価業務委託仕様書

1 目的

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和2年4月1日）により、児童福祉法第12条には「児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと、その他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。」と規定されている。

奈良市子どもセンター一時保護所において、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）及び「一時保護ガイドライン」（令和6年3月30日付こ支虐第165号こども家庭庁）で示されている一時保護の在り方を実現していくために、「機能しているところ」や「改善すべきところ」を明らかにし、今後の取り組みを明確にするため、第三者による評価を行う。併せて、奈良市は、令和4年度に一時保護所第三者評価を実施しているが、その結果を踏まえた改善のための取り組みの実施状況についても評価を行う。これらの評価をもって一時保護所の質の確保・向上を図り、一時保護所に入所する子どもの安全確保ならびに権利擁護に資することを目的とする。

2 業務委託

- (1) 件 名 奈良市子どもセンター一時保護所第三者評価業務委託
- (2) 期 間 契約締結日から令和8年3月31日
- (3) 評価対象施設 奈良市子どもセンター 一時保護所

3 委託内容

評価対象施設である奈良市子どもセンター 一時保護所（以下「一時保護所」という。）の目的、性格、役割及び関係法令等を理解し、一時保護所に保護された子どもの人権や心情等に十分配慮した上、以下の項目に基づき評価業務を実施すること。

(1) 評価項目・評価基準

評価項目・評価基準については、令和6年度「一時保護施設における第三者評価に関する調査研究」における報告書である「一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」及び「一時保護施設における第三者評価基準（案）」等を基本とする。

また、奈良市が令和4年度に実施した一時保護所第三者評価の結果を踏まえ、奈良市と受注者が協議の上、評価項目・評価基準を決定するものとする。

(2) 評価を実施する体制

① 受注者（評価機関）

受注者は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、一時保護所の第三者評価を20箇所以上実施した実績を有する機関とする。

② 評価者（第三者評価の実施者）

(A) の条件を満たす者 1 名、(B) 及び (C) のそれぞれ条件を満たす者を各 1 名以上、合計 3 名以上で第三者評価を実施すること。

(A) 主任評価員

児童相談所又は一時保護所の第三者評価の評価員としての経験（令和 2 年度の調査研究事業におけるモデル実施の評価員としての経験を含む。以下同じ。）が 2 回以上あり、適切に一時保護所の評価を行うことができる者

(B) 評価員

(ア) から (エ) までのいずれかを満たし、適切に一時保護所の評価を行うことができる者

(ア) 児童相談所又は一時保護所での実務経験が通算で概ね 10 年程度以上あること。

(イ) 児童相談所長並びに児童相談部門の長及び一時保護部門の長としての経験が通算で概ね 5 年程度以上あること。

(ウ) 研究者であって、児童相談所業務又は一時保護所業務に関する論文執筆者であること。

(エ) 児童相談所又は一時保護所第三者評価の評価員としての経験があること。

(C) 弁護士

子どもの権利擁護に関する活動に参加、又は児童福祉分野に精通している者であり、適切に一時保護所の評価を行うことができる者

(3) 評価方法

第三者評価は、次に掲げる方法により実施すること。

◆事前準備

① 奈良市との打ち合わせ（令和 7 年 8 月～9 月頃を予定）

奈良市と受注者間で打ち合わせを行い、事前準備や自己評価結果等の提出期日、訪問調査、当日の流れ等を確認等するもの

② 自己評価

(A) 及び (B) の項目について、一時保護所に所属する全職員（会計年度任用職員等を含み、一時保護課長が指定する者）による一時保護所としての自己評価を行い、それを基に一時保護所としての総合評価を行うもの

(A) 「一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」及び「一時保護施設における第三者評価基準（案）」等を基に、奈良市と協議のうえ決定する評価項目

(B) 令和 4 年度に奈良市で実施した一時保護所の第三者評価の結果を基に、独自で追加した評価項目（主に令和 4 年度第三者評価で使用した自己評価項目で、(A) に含まれない項目）

③ 子どもへのアンケート

調査実施時に一時保護所に入所中の子どもへのアンケートを実施

対象となる子どもは、「一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」に準ずるものとし、子どもの人権や心情等に十分配慮すること。

④ 事前提出書類の精査

令和４年度に奈良市が実施した一時保護所第三者評価報告書、一時保護所で作成しているマニュアル、勤務割票、事業計画、子どもへの配布物等、一時保護所から事前提出した資料の精査

◆訪問調査

⑤ 訪問調査（令和７年１０月～１１月頃を予定）

訪問調査は概ね２日程度とし、日程については、協議の上決定する

施設見学、職員や入所中の子どもへのヒアリング、引継ぎのミーティングや観察会議への参加等を行い、子どもの生活の様子や職員間のやりとりなどを客観的に確認する

⑥ 職員へのフィードバック（訪問調査の講評）

◆報告書

⑦ 報告書（案）の提出及びフィードバック

①から⑥までを踏まえた評価結果を報告書（案）としてまとめ、令和４年度と令和７年度の比較分析を行い、奈良市にフィードバックする

⑧ 報告書（最終版）の提出

⑦のフィードバックを踏まえた報告書（最終版）を令和８年３月３１日までに紙媒体及び電子媒体で提出すること。なお、電子媒体のファイル形式はWord、Excel及びPDF形式に限る。

４ その他

- （１） 受注者が一時保護所において実施する訪問調査について、給食を食する場合は実費とし、受注者に請求するものとする。
- （２） 別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- （３） 第三者評価のために奈良市が提供した資料等は、委託業務終了後速やかに返却又は確実に削除若しくは安全に破棄をすること。
- （４） 報告書に関する全ての著作権は、奈良市に帰属するものとする。
- （５） 報告書は、奈良市ホームページにて、評価機関の名称を付して公表する。ただし、公表の範囲は、奈良市の判断によるものとする。
- （６） 受注者は、第三者評価にかかる評価項目の改善及び全国の一時保護所施設が抱える課題を明確にし、改善事項を提言すること等を目的として、本市に提出した報告書内容を活用して研究し公表する場合に限り、奈良市の下承を得て利用することができる。

なお、報告書の記載内容を統計的に処理するなど自治体名が特定できないように配慮するとともに、個別の自治体名が推測されるような表記を行ってはならない。

(7) 本仕様書に定めのない事項については、奈良市と受託者とで協議の上決定する。

5 担当及び問い合わせ先

奈良市子どもセンター 子ども安心課 総務係

電話番号 0742-93-6595

F A X 0742-34-4817